

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

○戸張委員長 それでは、日程第1、陳情審査の（1）継続審査に入ります。送付30-10、認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情ですが、第3回定例会で、この常任委員会におきまして継続審査となっております。

この件につきまして、執行機関から新たな情報提供等がありましたらお願いしたいと思います。

○加藤子ども支援課長 それでは、本日、参考資料ということでお配りさせていただきましたA4の縦の資料のほうをごらんいただければと思います。これが、国のほうから現在示されております幼児教育の無償化の資料となっております。それでは、これに基づきましてご説明のほうを申し上げます。

まず、こちらにつきまして、3歳児から5歳児までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されるということと、その時期でございますが、消費税率を10%に引上げのとき、来年の10月1日からの実施を目指すことということになってございます。

そもそもの目的でございますが、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速すると。で、こちらの幼児教育の無償化につきましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、また、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるというものとなっております、国のほうのそれぞれ閣議決定が2回ございまして、そうした方針が示された後、消費税率の引上げ時の来年10月1日からの実施を目指すということで、まだ具体的な手続等については、現在も検討が進められているところでございます。

それから、具体的な対象者、利用料についてご説明のほうをさせていただきます。

ここに記載しております幼稚園、保育所、認定こども園、これは、要は、認可の幼稚園、認可の保育所という意味でございます。そして、認定こども園を利用するお子さんたちにつきましては、3歳から5歳の全てのお子さんたちの利用料が無償化されるという形になります。

その下の、ちょっとアスタリスクのほうをご説明させていただきます。この子ども・子育て新制度の対象にならない幼稚園。今、都道府県のほうから私学助成を受けている私立の幼稚園という意味合いでございます。そちらにつきましては、利用者負担額を上限として無償化すると。で、その上限は、括弧書きで書いてあるとおり、月額2万5,700円となります。

それから、その下のアスタリスクですが、実費として徴収される費用につきましては、無償化の対象外ということで、バスなどの通園送迎費、また食材料費、行事費、それと、ここには記載ございませんが、教材費につきましても無償化の対象外というふうに現在されてございます。

それから、幼稚園につきましては満3歳から、保育所については、3歳児クラスから無償化されると、ちょっと時期が異なります。幼稚園は、もう3歳になった日になります。満3歳になります。保育園につきましては、3歳児クラス、要は学齢という形になりますので、その、ちょっと扱いが幼稚園と保育園では、ちょっと異なるということになります。

それから、0-2歳児のお子さんにつきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化のほうをさせていただきます。

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

現在、千代田区のほうですと、認可の幼稚園、保育所、認定こども園につきましては、住民税非課税世帯につきましては、条例上0円とされてございますので、これはもう、区としてはもう達成できているというところでございます。

それから、対象となる施設につきましては、幼稚園、保育園、認定こども園に加えまして、地域型保育、小規模や家庭的、またベビーシッター、居宅訪問型、それと事業所内保育も、こちらも含みます。また、企業主導型保育事業も同様に無償化というふうになります。

これを行いながら、一番下の米印のほうですが、最優先課題である待機児童解消に向けて、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒して、2020年度末には32万人分の受け皿の整備も進めるというふうに、国のほうでは言っております。

それから、続きまして、裏面のほうをごらんください。幼稚園の預かり保育を利用するお子様たちとなります。こちら、例えば区立幼稚園につきましても、大体、ちょっと歳児によって時間帯が変わりますが、3歳児ですと、大体13時半から預かり保育が始まります。そして、終わりは16時半までという形になりますが、そういう形で預かり保育のほうを、現在、実施しております。

そちらをご利用するお子様たちについては、新たに保育の必要性があるという認定を受けた場合に、幼稚園保育料の無償化、先ほど申し上げた上限、月額2万5,700円に加えまして、利用実態に応じて、認可保育所の保育料の全国平均が月額3万7,000円というふうに国のほうで見えておりまして、そちらの差額分の1万1,300円まで、預かり保育の利用料が無償化されるという形になります。

それから、その下です。これが、今回の陳情で出されている部分でございます。認可外保育施設等を利用するお子さんたちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳のお子さんたちにつきましては、先ほど申し上げた認可保育所の全国平均額の保育料、月額3万7,000円までについて無償化をするという形になります。

0から2歳児につきましては、先ほど同様ではございますが、非課税世帯のお子様たちを月額4万2,000円まで無償化すると。

で、この対象となる施設につきましては、一般的な認可外保育施設、また地方自治体独自、千代田区内でいいますと東京都の認証保育所、またベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づきます、例えば千代田区内でいいますと、児童館等の一時預かり事業、病児保育事業、あとファミリー・サポート事業についても対象となります。

無償化の対象となる認可外保育施設については、都道府県等に届出を行いまして、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすということが条件となります。ただし、経過措置としまして、来年の10月1日からは、この指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けるというふうにされてございます。

それから、最後でございます。いわゆる障害児通園施設を利用するお子様たちにつきましても、利用料が無償化されるということになります。

一番下の丸のところですが、幼稚園、保育園、認定こども園と障害児通園施設、両方ともお使いになっているお子様につきましては、その両方ともが無償化の対象となるということでございます。

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

次の3ページでございます。こちらは、先ほど来ご説明申し上げた主な対象サービスと上限額ということで、表になってございますので、こちらのほうにつきましては、ご確認いただければと思います。

私どもからの説明は以上でございます。

○戸張委員長 はい。執行機関から説明を受けました。

質疑等、執行機関に対しての確認等を。

牛尾委員。

○牛尾委員 ご説明ありがとうございます。

まず、最初にお伺いしたいのは、これが国から出されている指針ということですが、これが確定をすれば、区も大体このとおりに実施するというところでよろしいですか。

○加藤子ども支援課長 はい。国の基本的な最低限度のサービスになろうかと思っておりますので、区についても、こちらについては実施することになるかと思っております。ただ、まだ現在検討中の部分が多いので、ちょっとそれについては、ちょっと国の検討の状況について推移を見守りたいと思っております。

○牛尾委員 もう一つは、これが、仮にこれで行ってくださいというふうに確定したとなると、例えば区独自に追加の措置をするというのは、法的といいますかね、それは可能なのかどうか。

○加藤子ども支援課長 現在も、区独自で、認証保育所等につきまして、2割の減免であったり、5割の減免だったりという形はやらさせていただいておりますので、やれないことはないと思っております。ただ、具体的に、現在のところ、ちょっと国のほうがこの財源についてどういう形で出してくるのか、先日12月3日のほうに、地方と国の協議の中では、特別交付税措置というふうなことも言われておりますので、これはもう、全部、もしかしたら区の一般財源での負担になりかねないというふうにもちょっと資料からは見えておりますので、ちょっとどこまで財源を負担、国のほうでしていただけるのかといったところをあわせながら考えていく話になろうかと思っております。

○牛尾委員 はい。わかりました。

できれば、もう財源としては、国がしっかり、もう特別財源で出すという方向になれば、区の負担は減るわけですから、それはぜひ要望をしていただければというふうに思います。

あと、私が気になっているのが、給食費が今度保護者負担になると。そうなった場合、保育料は無償化でも給食費の負担が生まれてくると。例えば、今、いわゆる低所得の方、まあ保育料が減免されている方については、給食費も含めて減免あるいは定額での負担となっているんですけど、仮にこの給食費は、負担していただいた場合に、保育料が無償化になっても、給食費の負担が生まれてくると。実際に逆にこう、負担が生まれるという方が出てくるんじゃないかということをお心配しているんですけども、その辺の懸念といいますか、区としてはどのようにつかんでいるか。

○加藤子ども支援課長 我々も現在のところは、いただいている保育料の中に、給食費は当然含まれておるところではございますので、そちらのほうの検討の推移は、非常に気になってございます。正直、保育料を取らないかわりに給食費だけはまだ、給食費以外もそうですけど、教材費も含めて別個に取っていかなきゃいけないといったところで、事務量の負担増もあわせてちょっと考えていかなければいけないといったところで、ちょっとそ

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

ちらの検討の推移については、本当に気になっているところでございます。

で、今おっしゃられた低所得者の方々への対応等につきまして、現在の保育料自体が、A、B、C、D。Dについては、D1からDの21まで所得に応じて応能負担でいただいているところでございますが、A、B、Cの段階のところ、まあ、Aの方が生活保護世帯、Bの方が住民税の非課税世帯、Cについては住民税の均等割のみをお支払いいただいているの方々という形で保育料をいただいているところなんです。Cまでが3歳から5歳ですと、月額1,600円という形の負担になってございます。で、そこについて、大体給食費、それまで大体月額、保育料に含めるまでは月額で、私費会計で4,000円をいただいていたところでございます。ですので、新たにまた保育料と別、保育料は無償化になって、4,000円負担になっていただくというの方々について、ちょっとどういう措置ができるのか、どういうところまで応能負担か何かでできるのかといったところについては、我々のほうも検討させていただきたいと思っております。

○牛尾委員 ぜひ、まだ具体的な中身は決まっておられませんけれど、そういったの方々、ご負担がふえるような方々を生まないように、区としてもしっかり対策をとっていただきたいというふうに思います。

これ、もう一度確認なんですけれども、まあ10月1日という予定なんですけれども、区独自に、もうちょっとこう、早めるとかそういった、まあ財源のことはありますけれども、そういったのもぜひご検討もしていただければと、これは要望ですのでお願いいたします。

○戸張委員長 要望ですね。はい。

ほかに、質疑等ございますか。ありませんか。

○小林たかや委員 これ、今、お国のほうの影響で、いろいろ、いろいろ、国の動向にすごく左右されるんですけど、仮に消費税がここで値上げされなかった——値上げじゃない、されなかった場合、区はどうお考えでしょうか。（発言する者あり）

○戸張委員長 それは。（発言する者あり）

支援課長。

○加藤子ども支援課長 まあ、消費税が値上げされないこと自体がちょっと考えづらいところではございますが……

○小林たかや委員 そんなの、わからないよ。

○加藤子ども支援課長 ちょっとまあ、それはまあ何とも言えないところ、最終的には国が判断される場所なので、ちょっと何とも言えないところですが、消費税自体を増税することで今回この財源を生むという形で聞いてございますので、もし増税されないということであれば、この制度がやられない、実施されないという可能性も大いにあるかと思えます。ちょっとその点はちょっと、私の口からは何とも申し上げられないところでございます。

○戸張委員長 そうだよ。はっきり明確にする、答えるほうがおかしいと思うよ、逆に言うよね。

小林たかや委員。

○小林たかや委員 これは、今、こっち、国の動向というのは非常に大切なんですけど、純粹に見た場合、この陳情を、純粹に見たら国は関係ないときに、これは、今お国の動向を

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

見なくてはいけないという議論になっているけれども、根本的にそっちに行っちゃっているんだけど、お国が何をやろうがやらないが、こういう陳情は出てくるんですよ。だって、やっているところがあるんだから。そのときの考え方というのはやっぱり整理しておく必要はあると思うんですけどね。

○加藤子ども支援課長 こちらについては、多分この陳情が出たときに初めに申し上げさせていただいたつもりではございます。認可外保育施設、まあ制度、仕組みについては、やはり区としてお子さんを安心してお預けできないかといったところは、やはり線引きになろうかと思っております。

で、もちろん預けていらっしゃる保護者の方々が、本当に認可にも認証にも入れないからお預けになっていらっしゃるというところについては本当に申しわけなくは思うんですが、区として、やはり安全で安心して預けられる施設かどうかといったところ、非常にこの公的な資金を投入していくといったところにつきましては、やはり正直厳しいなというふうに思わざるを得ないかと思えます。やはり区として、本当にお子さんの命を守るだけの環境に値するのかどうかといったところを一番に考えまして、補助金を投入するのかどうかといったところについて考えますと、やはり厳しいなというふうに思わざるを得ないかなというふうに考えてございます。

○小林たかや委員 よくわかりますけど、ちょっとこの議論を初めの、前回に戻っちゃ申しわけないんですけど、ちなみにそういう、今後対象になるであろう数みたいなのは予測できるんですか。できない。

○加藤子ども支援課長 すみません。ちょっと、ちゃんと、いつの常任でお示したかは、ちょっと覚えていない、9月ごろのたしか常任で、7月1日現在の区内の認可外保育施設のほうをお示したときに、在籍しているお子さんの数もお示させていただいたと思います。

○小林たかや委員 うん、そうだね。

○加藤子ども支援課長 そのときに入っていたお子様の数がたしか50人程度だったかと思えます。当然それはあくまでも千代田区内のお子さんの、千代田区内にある認可外の保育施設に入っているお子さんの数ですので、千代田区外の認可外に入っているお子さんの数はいらっしゃるかと思えますが……

○小林たかや委員 わかる。それはわかる。

○加藤子ども支援課長 ちょっとそこまでは、正直、把握はできなかったです。

○小林たかや委員 区内を聞いている。

○加藤子ども支援課長 はい。区内は大体50人だったというふうに覚え——うろ覚えですけども。

○小林たかや委員 50人。（発言する者あり）

○加藤子ども支援課長 以上です。

○たかざわ副委員長 じゃあ、意見。

○戸張委員長 いいですか。

○小林たかや委員 はい。

○戸張委員長 副委員長。

○たかざわ副委員長 これは、一度ご説明いただいたかという記憶がないわけではないん

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

ですけども、陳情の中には、文京区と新宿区ですかね、補助を出していますよということなんですけども、その内容について、もう一度、というか把握していれば教えていただければ。

○加藤子ども支援課長 文京区、新宿区につきましては、すみません、それも、ちょっときょう、今資料を持ってきていないので、申しわけございません。たしか月額4万円の補助を出していたかとは思いますが。ただ、ちょっと本当に4万円だったかどうかのちょっと記憶がないので、正式な、すみません、回答にはならないんですけど。すみません。本当にちょっとろ覚えなので、自席に戻ればあるんですけども、たしか月額4万だったか3万だったか、どっちだったかなというふうに覚えております。

○たかざわ副委員長 この表を見ますと、認可外保育所は、3万7,000円を上限にということになっておりますね。ただ、認可外保育所の保育料というのは、大体8万から10万だというように聞いているんですけども、そうすると、これは無償じゃなくて補助という形ですね、認可外という場合。

で、これが通って、この3万7,000円というのが出るようになると、今まで文京区とか新宿区とかというのは、それはなくすということなんですかね。

○戸張委員長 これはわからないよね。

支援課長。

○加藤子ども支援課長 まあ、ちょっと直接聞いていないので何ともわからないんですが、基本的には、多分国の制度に従って助成のほうは出していかれるんだろうというふうには思います。

○戸張委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 また、先ほどの小林（た）委員の議論に入るんですけども、先ほど区の独自補助について、いわゆる基準、認可外の基準が満たないんじゃないかと。で、そこに区のお金を出すのはどうかというような話があったんですけども、例えばこの国の指針で行くと、認可外については、都道府県に届出を行って、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要と。満たせば出ますよと。満たさなくても5年間猶予を設けますよというふうに、国はこうやっているんですね。区は、なぜこういうふうにできないのかという理由はありますか。

○加藤子ども支援課長 正直、これについては、我々もかなり驚いているところです。ここまで対象にするのかといったところについては、もう、先ほど申し上げた国と地方の協議の場でも、ここはちょっと見直すべきではないかという議論のほうが出ております。ちょっと国としても、ちょっと今、まだ検討しているところだとは思いますが、どこまで何を補助していくのか。補助というか無償化の対象に含めるのかといったところについては、ちょっとこれは、本当に議論の推移をちょっと見きわめさせていただきたいなというふうに思っております。

○戸張委員長 内田委員。

○内田委員 いろいろ今、議論をされていますけども、現時点では、国の制度設計が検討中ということは一つですよね。そうすると、どういったスケジュール感でやっていかれるかというのはある程度把握されていますか。

○加藤子ども支援課長 もう本当に正直、お尻に火がついている状況ではあります。まあ

30-10 認可外保育施設保育料の助成制度創設を求める陳情

予算要求自体は、しているのか、していないのかと言われると、当然しております。来年度予算の中には、予算要求を今現在しておりますので、今後どういう形になるのか、ちょっと今のところはまだ不明ですけども、国の動向次第ではありますので、何らかちょっとお示しはできるかなというふうに思います。

ただ、来年の10月1日からスタートをしなければいけないといったところで、まだ具体的に事務のやりとりも、正直、一月ごとにくらべて、ちょっと国の示しているモデルケースがちょっと変わっている状況で、正直振り回されている部分はあります。これは本当に財源のところが非常に大きいところではありますが、地方交付税措置の対応となってしまいますと、財源の話も当然ございますので、きっちり、ちょっと制度が固まってから、区民の方々に周知する期間も当然踏まえますと、もうデッドラインは多分来年の6月ぐらいには、区民の皆様方には多分周知をしていかなきゃいけない。となりますと、本当に5月ぐらいには、もういろいろなことが確定して動き出していないと、ちょっと正直、事務が回らないなというふうに思っております。

○内田委員 わかりました。

○戸張委員長 いいですか。

はい。質疑、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 取り扱い、いかがでしょうか。（「継続」と呼ぶ者あり）継続。（発言する者あり）（「これは、ある程度固まってこないか、ね、無理だよ」「現状がわかりますか」と呼ぶ者あり）

今、数名の何人か、継続という形で意見が出ておりますが、確かに区独自という考え方を牛尾委員、言いましたが、財源を含めて具体的なところは検討中ということが多いということで、じゃあ、今回、この陳情に関しましては、継続扱いということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 はい。

それでは、きょうやった審査内容につきましては、議長のほうに報告をいたします。